
上場株券等の電子化に伴う本協会諸規則の一部改正について

日証協 平成 20 年 11 月 18 日

本協会では、来る平成 21 年 1 月から株券の電子化が実施されることから、本年 11 月 18 日開催の自主規制会議において、本協会諸規則を一部改正することについて決議した。

本規則改正は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

上場株券等の電子化に伴う本協会諸規則の一部改正について

平成 20 年 11 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

来る平成 21 年 1 月より「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、上場株券等の電子化が実施されることに伴い、今般、別紙のとおり、本協会の諸規則について一部改正を行うこととする。

・改正の骨子

1. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

フェニックス銘柄の指定取消基準を、指定振替機関の定める振替件数が連続した暦年 2 年間（フェニックス銘柄に指定された年を除く。）において、それぞれ 10 件未満となった場合とする。
(第 36 条第 5 項第 12 号)

その他所要の整備を図る。

2. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 3 項の定めにより、発行会社は同条第 1 項に定める同意を撤回することができなくなることに伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第 6 条に定めるグリーンシート銘柄等の取扱会員が本協会に報告する場合の「会社情報等報告細則」の 1 (34) に掲げる「指定保管振替機構に対する保振法第 6 条の 2 に規定する同意の撤回」の事項を削除する。
(別表 . 「報告事象欄」 1 (34))

その他所要の整備を図る。

3. 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について

「証券保管振替制度」を「株式等振替制度」に改めることとする。(第 1 条)

「株券等の保管及び振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
(第 9 条)

その他所要の整備を図る。

4. 「国内 C P 等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正について

「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「社債等の振替に関する命令」を「社債、株式等の振替に関する命令」に、それぞれ改める。

(第 3 条第 2 号)

5. 「債券のフェイルの解消に関する規則」の一部改正について

「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「社債等の振替に関する命令」を「社債、株式等の振替に関する命令」に、それぞれ改める。

(第2条第3号)

・ 施行の時期

この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

以 上

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 11 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 8 9 <u>指定振替機関</u> <u>社債、株式等の振替に関する法律</u>(以下「<u>振替法</u>」という。)第 2 条第 2 項に規定する<u>振替機関</u>であって本協会が別に定める者をいう。 (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 (現行どおり) 4 5 フェニックス銘柄として第 9 条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 フェニックス銘柄として第 9 条の届出を行おうとする株券等の発行会社については、当該銘柄について<u>指定振替機関</u>に対し<u>振替法</u>第 13 条第 1 項に規定する同意のほか、当該<u>指定振替機関</u>が定める<u>事項</u>について<u>約諾</u>を行っていること又は本協会がフェニックス銘柄として指定するまでの間に当該<u>約諾</u>を行う見込みのあること。 6 (現行どおり)	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 8 9 <u>指定保管振替機関</u> <u>株券等の保管及び振替に関する法律</u>(以下「<u>保振法</u>」という。)第 2 条第 2 項に規定する<u>保管振替機関</u>であって本協会が別に定める者をいう。 (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 (省 略) 4 5 フェニックス銘柄として第 9 条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (省 略) 2 (省 略) 3 フェニックス銘柄として第 9 条の届出を行おうとする株券等の発行会社については、当該銘柄について<u>指定保管振替機関</u>に対し<u>保振法</u>第 6 条の 2 に規定する同意のほか、当該<u>指定保管振替機関</u>が定める<u>同意</u>を行っていること又は本協会がフェニックス銘柄として指定するまでの間に当該<u>同意</u>を行う見込みのあること。 6 (省 略)

新	旧
(売買及び受渡し) 第 24 条 1 (現行どおり) 3 4 前項の規定にかかわらず、受渡物件の授受は、<u>振替法第 13 条第 1 項</u>に規定する株券等を発行した者の同意を得て、<u>指定振替機関</u>が取り扱う株券(以下この条において「<u>指定振替機関取扱株券</u>」という。)及び<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下この条において「<u>指定振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u>」という。)にあっては、<u>指定振替機関が開設する口座での口座振替</u>により、それ以外の有価証券にあっては、<u>本協会が認める決済会社が開設する口座での口座振替</u>により行うことができる。 5 <u>指定振替機関が振替法に基づく総株主通知</u>を行うため本協会が必要と認める日に行う当該株券の店頭取引は、当該発行会社の各事業年度の開始の日から 6 か月を経過した日の 3 日前の日から行うものとする。 6 (現行どおり) 7 <u>指定振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u>について、当該<u>指定振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u>の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の 4 日前の日の店頭取引の受渡しは、第 2 項の規定にかかわらず、売買約定日から起算して 5 日目の日に行わなければならない。	(売買及び受渡し) 第 24 条 1 (省 略) 3 4 前項の規定にかかわらず、受渡物件の授受は、<u>保振法第 6 条の 2</u>に規定する株券等を発行した者の同意を得て、<u>指定保管振替機関</u>が取り扱う株券(以下この条において「<u>指定保管振替機関取扱株券</u>」という。)及び<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下この条において「<u>指定保管振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u>」という。)にあっては、<u>指定保管振替機関の参加者口座における口座振替</u>により、それ以外の有価証券にあっては、<u>本協会が認める決済会社の参加者口座における口座振替</u>により行うことができる。 5 <u>指定保管振替機関が保振法に基づく実質株主の通知</u>を行うため本協会が必要と認める日に行う当該株券の店頭取引は、当該発行会社の各事業年度の開始の日から 6 か月を経過した日の 3 日前の日から行うものとする。 6 (省 略) 7 <u>指定保管振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u>について、当該<u>指定保管振替機関取扱転換社債型新株予約権付社債券</u>の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の 4 日前の日の店頭取引の受渡しは、第 2 項の規定にかかわらず、売買約定日から起算して 5 日目の日に行わなければならない。

新	旧
8 ゝ (現行どおり) 10 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 ゝ (現行どおり) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 ゝ (現行どおり) 11 12 <u>指定振替機関を通じた振替件数の減少</u> <u>フェニックス銘柄に指定後、指定振替機関における年間振替件数が、連続する暦年 2 年間(フェニックス銘柄に指定された年を除く。)</u>において、それぞれ 10 件未満となった場合 13 (現行どおり) 6 ゝ (現行どおり) 8 付 則 この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。	8 ゝ (省 略) 10 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 ゝ (省 略) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 ゝ (省 略) 11 12 <u>指定保管振替機関取扱いの廃止</u> <u>フェニックス銘柄について指定保管振替機関が取扱いの廃止を決定することが確実となった場合若しくはフェニックス銘柄の発行会社が当該銘柄について保振法第 6 条の 2 に規定する同意を撤回した場合</u> 13 (省 略) 6 ゝ (省 略) 8

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会
への報告に関する細則」の一部改正について

平成 20 年 11 月 18 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(指定振替機関の定義) 第 5 条 規則第 2 条第 9 号において別に定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。 付 則 この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行することとする。	(指定保管振替機関の定義) 第 5 条 規則第 2 条第 9 号において別に定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。

新	旧								
別表 ・エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。	別表 ・エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。								
<table><tr><th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr><tr><td>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) ゝ（ 現行どおり ） (33) (34)（ 削 除 ） (35) ゝ（ 現行どおり ） (39) 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) ゝ（ 現行どおり ） (24) (25) 自社の発行する有価証券について指定振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。</td><td></td></tr></table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) ゝ（ 現行どおり ） (33) (34)（ 削 除 ） (35) ゝ（ 現行どおり ） (39) 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) ゝ（ 現行どおり ） (24) (25) 自社の発行する有価証券について指定振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。		<table><tr><th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr><tr><td>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) ゝ（ 省 略 ） (33) (34) 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回 (35) ゝ（ 省 略 ） (39) 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) ゝ（ 省 略 ） (24) (25) 自社の発行する有価証券について指定保管振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。</td><td></td></tr></table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) ゝ（ 省 略 ） (33) (34) 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回 (35) ゝ（ 省 略 ） (39) 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) ゝ（ 省 略 ） (24) (25) 自社の発行する有価証券について指定保管振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。	
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) ゝ（ 現行どおり ） (33) (34)（ 削 除 ） (35) ゝ（ 現行どおり ） (39) 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) ゝ（ 現行どおり ） (24) (25) 自社の発行する有価証券について指定振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。									
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) ゝ（ 省 略 ） (33) (34) 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回 (35) ゝ（ 省 略 ） (39) 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) ゝ（ 省 略 ） (24) (25) 自社の発行する有価証券について指定保管振替機関による取扱いが行われないこととなったこと。									

新		旧	
(26)	(現行どおり)	(26)	(省 略)
3		3	
ゝ	(現行どおり)	ゝ	(省 略)
11		11	

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 20 年 11 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この規則は、金融商品取引法第 35 条第 1 項第 7 号に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資（以下「株式累積投資」という。）及び会員があらかじめ選定した銘柄に係る金融商品取引所の定める 1 売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の株式等振替制度を利用して行う定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」という。）に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の管理及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (契約の締結) 第 3 条 （ 現行どおり ） 2 会員は、前項の株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結するときは、<u>あらかじめ</u>、当該顧客に対し株式累積投資約款又は株式ミニ投資約款を交付しなければならない。 3 （ 現行どおり ） 4 （ 現行どおり ） (買付の方法等) 第 4 条 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。 1 （ 現行どおり ） 2 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない	(目 的) 第 1 条 この規則は、金融商品取引法第 35 条第 1 項第 7 号に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資（以下「株式累積投資」という。）及び会員が<u>予め</u>選定した銘柄に係る金融商品取引所の定める 1 売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の<u>証券保管振替制度</u>（以下「保振制度」という。）を利用して行う定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」という。）に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の<u>保管</u>及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (契約の締結) 第 3 条 （ 省 略 ） 2 会員は、前項の株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結するときは、<u>予め</u>、当該顧客に対し株式累積投資約款又は株式ミニ投資約款を交付しなければならない。 3 （ 省 略 ） 4 （ 省 略 ） (買付の方法等) 第 4 条 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。 1 （ 省 略 ） 2 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない

新	旧
方法により、<u>あらかじめ定めた買付注文</u>を執行する日の、<u>あらかじめ定めた取引所金融商品市場の価格</u>に基づき、継続的に行う。 3 前号に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格又は<u>売買高加重平均価格</u>とする。 (売却) 第 6 条 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、<u>あらかじめ定めた売却注文</u>を執行する日の、<u>あらかじめ定めた取引所金融商品市場における一定時の価格</u>に基づき行わなければならない。 2 前項に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格又は<u>売買高加重平均価格</u>でなければならない。 (株式ミニ投資に係る取引単位等) 第 8 条 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会員は、株式ミニ投資に係る株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる 1 取引単位に満たない株券の売付けについては、第 1 号の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。 (取扱い対象銘柄) 第 9 条 会員は、取引所金融商品市場に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。	方法により、<u>予め定めた買付注文</u>を執行する日の、<u>予め定めた取引所金融商品市場の価格</u>に基づき、継続的に行う。 3 前号に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは<u>売買高加重平均価格</u>とする。 (売却) 第 6 条 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、<u>予め定めた売却注文</u>を執行する日の、<u>予め定めた取引所金融商品市場における一定時の価格</u>に基づき行わなければならない。 2 前項に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは<u>売買高加重平均価格</u>でなければならない。 (株式ミニ投資に係る取引単位等) 第 8 条 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。 1 (省 略) 2 (省 略) 3 会員は、株式ミニ投資に係る<u>寄託株券</u>に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる 1 取引単位に満たない株券の売付けについては、第 1 号の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。 (取扱い対象銘柄) 第 9 条 会員は、取引所金融商品市場に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄(<u>株券等の保管及び振替に関する法律第 6 条の 2 に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。</u>)の中から株式ミ

新	旧
(取引形態) 第 10 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会員は、株式ミニ投資に係る<u>口座に記載又は記録された残高</u>を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外に応じてはならない。ただし、第 1 項ただし書きの規定に基づく場合はこの限りでない。 (株式ミニ投資の自己分に係る区分管理) 第 11 条 会員は、<u>機構が開設する口座に管理</u>している株券のうち、株式ミニ投資に係る株券については、会員における株式ミニ投資に係る株券の記帳口(以下「株式ミニ投資口」という。)により管理しなければならない。 2 3 (現行どおり) 4 (約定価格) 第 15 条 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における<u>あらかじめ</u>定めた取引所金融商品市場の価格に基づき決定しなければならない。 2 前項の約定価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格<u>又は</u>売買高加重平均価格でなければならない。 (振替決済口座との関係) 第 16 条 会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業年度の末日等会社法第 124 条第 1 項に基づく権利確定日(以下「確定日」という。)において当該銘柄の 1 売買単位に到達した顧客の株式ミニ投資に係る<u>口座</u>	二投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。 (取引形態) 第 10 条 (省 略) 2 (省 略) 3 会員は、株式ミニ投資に係る<u>寄託残高</u>を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外に応じてはならない。ただし、第 1 項ただし書きの規定に基づく場合はこの限りでない。 (株式ミニ投資の自己分に係る区分管理) 第 11 条 会員は、<u>機構に開設する参加者口座に預託</u>している株券のうち、株式ミニ投資に係る株券については、会員における株式ミニ投資に係る株券の記帳口(以下「株式ミニ投資口」という。)により管理しなければならない。 2 3 (省 略) 4 (約定価格) 第 15 条 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における<u>予め</u>定めた取引所金融商品市場の価格に基づき決定しなければならない。 2 前項の約定価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格<u>若しくは</u>売買高加重平均価格でなければならない。 (保護預り口座との関係) 第 16 条 会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業年度の末日等会社法第 124 条第 1 項に基づく権利確定日(以下「確定日」という。)において当該銘柄の 1 売買単位に到達した顧客の株式ミニ投資に係る<u>寄託</u>

新	旧
に記載又は記録された残高については、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の振替決済口座へ移管しなければならない。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (社内規則の整備) 第18条 会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の取扱いを行うに当たっては、株式累積投資又は株式ミニ投資に関する社内規則を整備しなければならない。 付 則 この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。	残高については、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の保護預り口座へ移管しなければならない。 2 (省 略) 3 (省 略) (社内規程の整備) 第18条 会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の取扱いを行うに当たっては、株式累積投資又は株式ミニ投資に関する社内規程を整備しなければならない。

国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則

平成 20 年 11 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則 (定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 国内ＣＰ 金商法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。 2 短期社債等 <u>社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債、株式等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債（以下「短期投資法人債」という。）信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債（以下「短期債」という。）及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債（以下「短期農林債」という。）をいう。</u> 3 国内ＣＰ等 国内ＣＰ及び短期社債等をいう。 4 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、金商法第 2 条第 3 項第 2 号イ及びロに該当するものをいう。 5 私募社債 私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。 イ 金商法第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）並びに同項第 17 号に掲げる有価証券で同項第 1 号から第 5 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）	国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則 (定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 国内ＣＰ 金商法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。 2 短期社債等 <u>社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、<u>社債等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債（以下「短期投資法人債」という。）信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債（以下「短期債」という。）及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債（以下「短期農林債」という。）をいう。</u></u> 3 国内ＣＰ等 国内ＣＰ及び短期社債等をいう。 4 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、金商法第 2 条第 3 項第 2 号イ及びロに該当するものをいう。 5 私募社債 私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものをいう。 イ 金商法第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）並びに同項第 17 号に掲げる有価証券で同項第 1 号から第 5 号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）

新	旧
□ 金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資 法人債券 付 則 この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16 年法律第88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。	□ 金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資 法人債券

債券のフェイルの解消に関する規則

平成 20 年 11 月 18 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
債券のフェイルの解消に関する規則 (定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (現行どおり) 2 3 債券 <u>社債、株式等の振替に関する法律</u> (以下「振替法」という。) <u>第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。</u> イ <u>社債 (新株予約権付社債及び振替法第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。)</u> ロ 国債 ハ 地方債 ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債 (同法第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債を除く。) ホ 保険業法に規定する相互会社の社債 (同法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債を除く。) ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債 (転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに同法第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債を除く。) ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利 (<u>振替法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。</u>) チ 外国又は外国法人の発行する債券 (新株予約権付社債券の性質を有するもの及び<u>振替法第 127 条において準用する同法第 66 条 (第 1 号を除く。)</u>に規定する振替外債のうち、<u>社債、株式等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。</u>) に表示されるべき権利 4 ゝ (現行どおり) 10	債券のフェイルの解消に関する規則 (定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ゝ (省 略) 2 3 債券 <u>社債等の振替に関する法律 (以下「社振法」という。)</u> <u>第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。</u> イ <u>社債 (新株予約権付社債及び社振法第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。)</u> ロ 国債 ハ 地方債 ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債 (同法第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債を除く。) ホ 保険業法に規定する相互会社の社債 (同法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債を除く。) ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債 (転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに同法第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債を除く。) ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利 (<u>社振法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。</u>) チ 外国又は外国法人の発行する債券 (新株予約権付社債券の性質を有するもの及び<u>社振法第 127 条において準用する同法第 66 条 (第 1 号を除く。)</u>に規定する振替外債のうち、<u>社債等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。</u>) に表示されるべき権利 4 ゝ (省 略) 10

新	旧
付 則 この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16 年法律第88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。	